

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300341 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400061 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成 28 年 2 月 29 日に A 社を退職し、退職証明書にも同社の退職日は同年 2 月 29 日と記載されているが、厚生年金保険の記録においては同年 2 月 28 日に退職したことになっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録並びに A 社の事業主 (以下「事業主」という。) から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (事業主通知用) 及び雇用保険被保険者離職証明書 (事業主控) により、請求者の離職年月日は平成 28 年 2 月 28 日であることが確認でき、事業主から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された請求者の資格喪失年月日及びオンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できる。

一方、請求者から提出された退職証明書によると、事業主は、当該証明書において、請求者が平成 28 年 2 月 29 日に退職したことを証明しているが、当該証明書に係る文書照会に対し、在籍期間の終期を同年 2 月 28 日とすべきところを誤って同年 2 月 29 日としてしまったと回答している。

また、事業主から提出された請求者の退職届によると、2016 年 (平成 28 年) 2 月 29 日付けで退職する旨を同年 2 月 2 日に事業主に届け出ていることが確認できる一方、事業主は、請求者の退職日について、当初、請求者から退職日を同年 2 月 29 日としたい旨の希望があったため書類を作成したが、同年 2 月 29 日を退職日とした場合、同年 2 月の給与から 2 か月分の社会保険料を控除する必要がある旨を請求者に説明したところ、請求者から同年 2 月 28 日を退職日としたい旨の要望があり、最終的に同年 2 月 28 日に退職することで合意した旨回答して

いる。

さらに、事業主から提出された、2016年（平成28年）2月24日にA社の人事担当者（以下「人事担当者」という。）から同社の給与計算を担当している会計事務所の代表に送信されたメールにより、人事担当者は、当該会計事務所の代表に対し、請求者の退職日を同年2月28日に変更する旨を通知していることが確認できる。

加えて、事業主から提出された2019年（平成31年）2月20日に請求者が自身のビザの申請に必要な退職証明書（前述の請求者から提出された退職証明書）の作成を依頼するため、人事担当者へ送信したメールにより、請求者は、人事担当者に対し、自身の退職日は2016年（平成28年）2月28日であると通知していることが確認できる。

また、事業主から提出された給与明細一覧表により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300805 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400062 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（整理記号：B）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社（整理記号：B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社（整理記号：C）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 37 年生

住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 昭和58年1月1日から昭和60年6月1日まで

② 昭和60年6月19日から平成2年4月1日まで

③ 平成5年6月1日から平成8年1月1日まで

④ 平成8年1月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、D社に勤務した請求期間④に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、請求期間①から④までの期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間①のうち昭和59年9月4日から昭和60年6月1日までの期間、請求期間②のうち昭和60年6月19日から昭和61年2月20日までの期間において、A社（整理記号：B）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社（整理記号：B）に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和60年6月1日から同年6月19日までの期間であり、請求期間①及び②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった

ことが確認できる上、同社の事業主は既に亡くなっており照会を行うことができないことから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社（整理記号：B）において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した4人に文書照会を行い、二人から回答を得たものの、請求者は匿名による調査を希望していることから、請求者の請求期間①及び②当時の勤務状況等について照会を行うことができない上、回答のあった二人は、いずれも給与明細書を保有しておらず、同社が適用事業所でなかった期間の厚生年金保険料の控除については覚えていない旨回答している。

- 2 請求期間③について、オンライン記録によると、A社（整理記号：B）は、昭和60年6月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、平成2年4月1日に再度適用事業所（整理記号：C）となり、平成7年6月1日に適用事業所でなくなっていることから、請求期間③の一部（平成7年6月1日から平成8年1月1日まで）は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求期間③において、請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、A社（整理記号：C）の事業主は既に亡くなっており照会を行うことができないことから、請求者の請求期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社（整理記号：C）において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した4人に文書照会を行い、二人から回答を得たものの、請求者は匿名による調査を希望していることから、請求者の請求期間③当時の勤務状況等について照会を行うことができない上、回答のあった二人は、いずれも給与明細書を保有していない。

- 3 請求期間④について、E社の事業主は、当該期間当時の資料を保有しておらず、請求者の在籍及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

また、E社の事業主は、請求期間④当時における派遣社員の厚生年金保険の取扱いについては、任意加入（本人の選択制）であった旨回答しており、D社は必ずしも派遣社員全員を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、請求期間④において、請求者の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間④当時の同僚の名前を挙げておらず、請求者の当該期間当時の勤務状況等について照会を行うことができない。

- 4 請求者からは、請求期間①から④までの期間に係る給与明細書等の資料の提出はなく、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。